

社団法人

# 本所法人会報

ホームページアドレス <http://www.honjyo.or.jp>

社団法人本所法人会 墨田区業平1-7-12 電話(3622)1090 発行者・丸山義三 編集・広報委員会 春原令一・今井田精司 印刷・合同印刷株



管内区立公園シリーズ 江東橋公園

(所在地) 墨田区江東橋2-4-11

## 今月号の主な項目

- 法人会全国大会 - 山口大会開催・・・2～6  
(平成21年度税制改正に関する提言)
- グループ別研修会案内……………11
- 会員増強運動にご協力を……………7
- 税を考える週間記念講演会のご案内・・・12
- 「会員の集い」結果報告……………8



大会会場風景

# 法人会全国大会 山口大会開催 (平成二十一年度税制改正に関する提言の報告)

## はじめに

最近の世界経済は、米国のサブプライムローン問題に始まる金融不安の中に置かれ、日本経済も試験の時を迎えている。原油、食料等の資源価格の高騰が、原料ばかりでなく製品価格の上昇を呼び、企業や消費者の負担増となり、経済活動の停滞をもたらしている。

日本では、2002年2月から長期にわたる景気回復という中小企業には実感を伴わない景気判断が行われてきたが、むしろ現状では、景気後退傾向が一層強まっている。

一方、わが国の財政問題に目を転じると、財政赤字は先進国中最悪の状況にあり、歳出・歳入の抜本改革は緊急の課題になっている。特に先進国中、最速のスピードで少子高齢化社会が進んでおり、日本経済はかつての高度成長期で見られた成長による「受益の

分配の時代」から、最近では、低成長期における「負担の分配の時代」に入ったと言われる。その理由は、高齢人口が増加する反面、勤労者世代人口が減少するため、現行の社会保障等、各種サービスを持続するためには、勤労者世代の負担は増加せざるを得ない状況にあるからである。

このように、国民の側に負担増を求めらるならば、その見返りとして、国や地方自治体の側も極力経費の無駄を省く「聖域なき行財政改革」や抜本的な社会保障制度改革を行い、各種制度の透明性保持に全力をあげるべきである。

一方、税制面においては、もう一度原点に立ち戻り、公平・中立・簡素の観点から制度の再構築を行うべきである。最近、国際的にみて、日本経済の地盤沈下が言われているが、そうした現象を食い止めるためにも、経済活性化に資する税制、中小企業者等努力したものが報われる税制を早急に整備すべきである。

以上、会員の総意として、日本経済の活力維持、向上を主眼とする平成21年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

## 税制改正に関するスローガン

待ったなし。  
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！

税制の抜本的改革により、  
経済社会に活力を！

企業の活力発揮、競争力強化のため、法人税率の引き下げを！

所得税・住民税を抜本的に見直し、簡素で公平な税制の実現を！

中小企業の重要性を認識し、  
欧米並みの事業承継税制の確立を！

消費税率を引き上げる前に、  
行財政改革の徹底と歳出の見直しを！

固定資産税の課税方式を抜本的に見直し、  
税負担の適正化を！

少子化対策は重要な課題、  
税制も含め総合的な施策を！

## 税制改正に関する提言（要旨）

### 総論

#### 第一 経済社会のあるべき姿

すでに述べた通り、日本経済の先行きは予断を許さない。政府は2008年次経済財政報告の中で、「試練の時を迎えている」と指摘。日本銀行は、国内景気について、「原材料高を背景に設備投資や個人消費の伸びが鈍化するなど、さらに減速している」と分析している。景気の下振れは企業収益を悪化させるだけでなく、設備投資の慎重化、雇用者所得の伸び悩みなどを通じて、先行き実質GDP（国内総生産）にもマイナス影響を及ぼす恐れもある。

こうした状況を踏まえ、政府は国民に対して、わが国の将来展望や改革工程を早急に示し、国民に安心感を与えることが重要である。歳出・歳入の一体改革については、まずは行政経費の無駄を省く歳出改革を先行させ、そのためにあらゆる手段を講ずるべきである。

政府の経済財政諮問会議では、2011年度に基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化する目標を掲げた。しかし、最近の経済成長の鈍化等から見通しを下方修正し、2011年度に3・9兆円の赤字（GDP比0・7）と改訂した。政府は2010年代半ばにかけて、債務残高のGDP比を安定的に引き下げるとしている

が、その前提条件がすでに崩れており、中期の財政改革、歳出削減の具体策についてさらに明確な目標を示すべきである。

第二 行財政改革の推進と歳出削減  
政府はすでに行財政改革推進法等関連法の中で、2010年度までに約33万人の一般公務員の5%削減、31特別会計の統廃合、公会計制度の整備、政府系金融機関改革を示し、実施に移している。さらに、特殊法人の整理合理化、独立行政法人改革等にも着手している。

しかし、その内容は民間企業が行っているリストラ策に比べ、あまりにも生ぬるい。これまでの実施状況を見ると、特別会計改革、独立行政法人の見直し、公務員制度改革、総人件費改革については、抜本改革には程遠く、どこまで実現するのか不透明である。また、改革には国・地方の議員定数の削減、歳費の抑制が盛り込まれておらず、大いに不満が残る。とりわけ市町村合併にかかわる地方議員・公務員的大幅削減、さらなる給与の見直しを強く求める。

地方自治体では、広域行政や市町村合併の強力な推進、さらに道州制に向けての具体策の検討など行政組織の簡素化・合理化等、より一層の行財政改革の推進が不可欠である。

#### 第三 社会保障制度・国民負担のあり方

わが国は、急速な高齢化社会の到来で社会保障関係予算が急増し、同時に少子化の進展により、現役世代が高齢者を支えるという現行の年金等社会保障制度の維持が相当難しくなってきた。政府の見通しでは、今後、社会保障費の伸びが経済成長率を大きく上回ることが予想され、抜本的な制度改革を迫られている。当面の問題としては、平成21年度に基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることが決まっており、その財源分として2兆3、000億円の手当が急務になっている。

こうした情勢を考慮すると、社会保障については、国民の納得できる制度の見直しが必要である。特に年金制度については、中高年層の不安、若者の制度に対する不信感を解消するため、保険料と税負担のあり方や世代間・世代内の受益と負担の公平等、中期のビジョンを明確にし、持続可能で安心できる制度づくりを急ぐべきである。また、保険料の企業負担は限界にきており、これ以上の負担には耐えられないことを指摘したい。

社会保障費の増大は、歳出増を伴うことはある程度やむを得ないが、他の歳出を削減し、将来も財政赤字を含めた潜在的国民負担率を50%程度にとどめるべきである。

#### 第四 国と地方のあり方

戦後の日本を支えてきた中央集権型システムが国・地方の経済発展に大きく貢献してきたことは事実だが、最近、そのシステムの生み出す非効率が目立つてきた。そこで現在は、地方がリストラを進めると同時に、国から地方への補助金の削減、地方交付税の改革、税源移譲の三位一体改革が進められている。

地方公共団体が、自己責任で、多様な住民のニーズに応じてキメの細かい行政の展開を行うことは必要不可欠な要素である。特に、国民が求めているのは、国と地方の役割分担を明確化する地方分権型システムの確立と歳出削減を中心とする行政の効率化である。このため、道州制の導入を含めて一層の改革推進を求めらる。

地方の歳入と歳出の乖離を調整するために設けられた地方交付税交付金については、受益と負担の関係が不明確で財政の肥大化を招く恐れがあるため、再検討すべきである。

#### 第五 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という基本原則を踏まえるべきである。特に、国民に分かりやすい税制の構築という観点から、税制の簡素化が是非とも必要である。

政府は、日本経済のグローバル化や人口減少社会、中小企業の活性化等に

対応した税制改革を明示すべきである。特に、地域経済の担い手である中小企業の繁栄なくして日本経済の再生はあり得ないとの観点から、税制改革にあたっては中小企業の活性化に資する税制、努力した者が報われる税制の確立を急ぐべきである。具体的には、法人税率（軽減税率を含む）の引き下げおよび事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

## 第六 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者（タックス・ペイヤー）意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得したうえでの推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

## 各論

### 第一 法人税制について

1. 法人税の税率の引き下げ  
わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40・69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ等では実効税率が20%台にまで引き下げられており、アメリカでも引き下げが検討されている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするように求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ  
中小企業に適用される軽減税率については、適用所得が昭和56年以来800万円に据え置かれている。また、基本税率との格差が縮小してきている。現在の厳しい経営環境等を考慮して、軽減税率を22%から20%へ引き下げ、適用課税所得金額を1,500万円程度へ引き上げるべきである。

### 3. 特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度改正で適用除外となる基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。しかし、この課税制度は中小企業に多大な影響を及ぼすだけではなく、その内容について、法人税・所得税という税制の根幹に関わる問題に抵触しており、制度そのものが合理性を欠いている。要件操作によって課税対象から外れることが可能であり、中小企業の間で新たな課税の不公平を生んでいる。申告手続きも複雑で、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由からこの制度については、即刻廃止を求める。

### 4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

### 5. 交際費課税制度

平成18年度改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小法人に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税は創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。そこで、現行の損金算入限度額の引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模に関わらず一定の損金算入を求める。

### 6. 同族会社の留保金課税

平成19年度改正で中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

### 7. 電子申告

国税庁が平成16年6月から運用を開始した国税電子申告（e Tax）は、最近増加傾向を示しているものの、利用水準はまだ低い。平成20年度改正では、添付省略の対象書類の増加、電子納税の新たな納付手段の創設、納税証明書電子申請による書面交付などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るために、地方税の電子申告との一体化の検討、ネットバンキングの推進、法人、個人に対する恒久的な税額控除制度の創設などを求める。

## 8. その他

租税特別措置については、政策的な目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を求める。配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インビュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

## 第二 個人所得税制について

## 1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様ななど経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割のさらなる引き上げを求める。

## 2. 各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については累次の改正で複雑化しているため、整理、合理化が必要である。将来は、基本的な人的控除に集約し、勤労学生控除等、特別な人的控除は縮減または廃止すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大とあわせて見直す必要がある。

## 3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が必要であるが、一方で税制面での配慮が必要となる。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。特に、税額控除については、一定額の税額控除を行い、控除しきれない額は社会保障給付費として還付する、いわゆる給付付き税額控除の導入を検討すべきである。また、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

## 4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとはいえない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

## 5. 納税者番号制度

納税者番号制度は、資産移動の把握あるいは医療、年金等個人情報管理等との関連で導入すべきだとの意見がある。さしあたり、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護を含めたセキュリティ確保のための措置などの前提条件を明確にしたうえで、導入に向け検討すべきである。

## 第三 相続税制について

## 1. 相続税、贈与税

現行の相続税は、法定相続分課税方式といわれ、昭和33年以来、50年間施行されてきた。しかし、平成20年度改正で、新しい事業承継税制の創設がうたわれ、同時にこれにあわせて相続税の課税方式を個人単位の遺産取得課税方式へ移行することが明記された。具体的には平成21年度改正で見直されるが、新たな課税方式への移行のため、税率構造、基礎控除、非課税・軽減措置などについて大幅な見直しを予想される。

わが国の相続税の負担率は、欧米主要国とほぼ同じ水準であり、改正後も現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないように求める。また、中小企業の事業承継とも関連するので、事業承継に十分な配慮を求める。

## 2. 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度は、当初のねら

い通りに有効活用されている。平成19年度改正では年齢制限が60歳に引き下げられたほか、非課税枠が500万円上乗せされ3,000万円とする取引相場のない株式等に係る特例が創設された。この制度は事業承継にも役立つため、非課税枠の一層の拡大と年数等適用条件の緩和などが必要である。

## 第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとつても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたる欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税体系は多様であるが、事業承継税制を優先させるもの考え方でも一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備され、利用しやすい制度になっている。

わが国では、平成20年度税制改正で、事業後継者を対象にした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設がうたわれ、平成21年度税制改正で措置されることになった。しかし、欧米の制度に比べると内容、要件等が不十分であり、とても本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、中小企業基本法で定める中小企業であること、相続人は、会社の代表者であり、同族関係者として発行済株式総数の50%超を保有かつ同族内で筆頭株主である場合に限られる、5年間、雇用の8割以上を正規社員として維持しなければならない、株式を實質的に処分できない等、厳しい適用条件が課されている。このため、事業承継の対象は限定的なものにならざるを得ず、要件の緩和や是正は是非とも必要である。

### 第五 消費税制について

#### 1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めらるべきであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、近い将来、消費税率を引き上げざるを得ないと認識する。ただし、それ以前に行財政改革の徹底、歳出の削減などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることはいうまでもない。

また、消費税を福祉目的税にすることについては、財政の硬直化を招くので、避けるべきである。しかし、現在、消費税が年金、介護など社会保障の財源に充てられているので、今後消費税率を上げる際には、段階的に行うとともに、社会保障支出と負担の関連を明

確化して、国民の理解を得る必要がある。

#### 2. 仕入税額控除の適正化

中小企業が対象となる免税点、簡易課税制度については大幅な是正措置がとられた。しかし、大企業が恩恵を受ける課税売上割合が95%以上の場合、仕入れ額の全額控除が認められていない。事務処理が確立されている大企業については、この措置を不適用とすべきである。

#### 3. 滞納防止

消費税は本来預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

### 第六 地方税制の見直しについて

#### 1. 固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税とあわせて制度の見直しと負担軽減を求めらるべきである。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるように求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。

居住用家屋については、再建築価格

方式でなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化を行うべきである。

#### 2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税との二重課税的な性格を持っている。また、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大している。このため、速やかに廃止すべきである。

#### 3. 申告納税の合理化

行財政改革、納税者利便性等の観点から国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

#### 4. 超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、その課税目的は必ずしも明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平、中立の観点から法人企業に対する

安易な課税は避けるべきである。

### 第七 環境税制について

環境問題については、7月の北海道洞爺湖サミットでも取り上げられ、地球規模の問題となっている。法人会としても早い時期からこの問題に取り組んでいる。しかし、税制上の対応策については、まだ政府内で結論が出ていない。このため、今後は国内外の議論の行方を注視し、税財源や使途、地方の役割、石油税等既存の税制との調整等、幅広い観点から検討し、国民の合意形成に努めるべきである。



会場風景

本部の動き



於：本所法人会館

9月11日 理事監事支部長合同会議



於：本所法人会館

9月5日 広報委員会



於：本所法人会館

9月3日 社会貢献委員会



於：本所法人会館

10月21日 総務委員会



於：本所法人会館

10月21・23日 源泉徴収説明会



於：本所法人会館

9月17日 厚生委員会

今年度 会員の推移  
状況( H20.4月～9月 )

期首 3787社

月	入会	退会	増減
4	8	7	+1
5	10	22	-12
6	4	14	-10
7	4	14	-10
8	5	14	-9
9	3	27	-24

9月末現在  
会員数

3723社

今年も本格的な会員増強の時期になりました。近年本所法人会では、景気低迷の折りから会員の転廃業による退会が多く、会員数も減少しているのが現状です。会員一丸となって増強にご協力をお願い致します。お取引先等で未加入の法人がございましたら、加入歓奨をお願い申し上げます。(クオカード3000円分進呈)



今年の法人会 会員増強 ポスター

会員増強運動にご協力を

### 支部グループの動き

各グループでは、グループ研修会の運営、会員増強について役員会が開催されました。



10月10日 第1グループ役員会

於：ザ・ホテルベルグランデ



10月7日 第4グループ役員会

於：東天紅



10月6日 第3グループ役員会

於：東武ホテルレバント東京



10月24日 第8グループ役員会

於：東武クラブ



10月23日 第2グループ役員会

於：ザホテルベルグランデ



10月20日 第7グループ役員会

於：パークカフェ



10月15日 第5・6グループ合同役員会

於：東京東信用金庫錦糸町支店

### 「会員の集い」結果報告

10月8日 厚生委員会主催の「会員の集い」東京湾ナイトクルージングを開催。当日は、レストランシップヴァンテアン号を貸し切り、午後7時10分竹芝埠頭を出航。丸山会長のご挨拶の後、大塚厚生担当副会長のご発声で会食が始まり、ライトアップされたレインボープリッジやお台場周辺の街明かり、羽田空港の飛行機の発着風景など東京湾の夜景を楽しみながら、フランス料理を堪能しました。食事の途中では、厚生委員の役員さんの取扱い商品を景品とした参加者全員に当たる抽選会を実施。場内が歓喜の声に包ま



ご挨拶の丸山会長



司会担当の関根厚生委員と滝澤厚生委員



大塚副会長乾杯のご発声

れ、盛り上がりました。午後9時40分、船は埠頭に着岸し、約2時間30分のクルージングを成功裡に終了致しました。  
(総勢204名参加)





# 部会の動き

## 源泉研究部会

9月25日本所法人会館にて、『税務調査アラカルト』と題し、本所税務署法人課税第一部門 伊藤上席審理官様を講師にお招きし、税務調査の留意点と事前準備や心構えについてご説明をいただきました。

また、源泉税、法人税等の調査において、調査官に誤りを指摘されやすい事項及び注意すべき点について解りやすくご説明いただきました。



## 税法研究部会

10月17日本所法人会館にて、研修会を開催。本所税務署法人課税第1部門 伊藤上席審理官殿を講師に迎え、『自社株式評価について』と題して、研修会を開催致しました。自社株式の評価や事業承継税制の改正点、税制上の特例措置、取引相場のない株式に係わる相続税の納税猶予制度等についてわかりやすくご説明をいただきました。



研修会風景

## 女性部会研修会

10月16日(土)午後1時30分より法人会館において、「映画で描く女性の生き方」と題して松井久子氏による講演会を70名の大勢の参加をいただき、にぎやかに開催されました。ご講演された松井氏は女性監督・脚本家・プロデューサーと多忙な日々を送られ、自分の今までの人生、実体験を映画を通して訴えていきたいとの思いで作られた「ユキエ」「折り梅」は多くの映画賞を受賞し、「生きることは出会うこと」と銘打ち、ライター時代から映画監督になるまでのエピソードを赤裸々にお話しをしていただきました。終了後、質疑応答の時間を設け、その中で若い方から「子育てをしながら、家事と仕事をどのように両立させたいのか」等の時間の許す限りの質問を受け、素晴らしいアドバイスをいただき、皆様の賛同の拍手の中大変な盛り上がりで講演会を閉会する事ができました。改めて社会における女性の役割りの重要性を実感させる講演会でした。



長棟部会長のご挨拶



講演会風景

会員の皆様奮ってご出席下さい！

## 平成20年度グループ別研修会日程表

### 研 修 科 目

平成20年度税制改正のあらまし  
事業承継について最新情報  
イータックスお得情報  
質疑応答

### グループ研修会日程表

グループ (地 域)	開 催 日 時	開 催 場 所 (所 在 地)	担当副会長 グループ長 副グループ長
第1グループ 両国・緑	平成20年12月2日(火) 午後5時30分開会 (終了時間 午後7時00分)	第一ホテル両国 宴会場(北斎の間) (横網1-6-1)	丸山会長
			半澤副会長
			尾崎グループ長
			大塚副グループ長
第2グループ 菊川・立川 千歳	平成20年11月19日(水) 午後6時00分開会 (終了時間 午後8時00分)	第一ホテル両国 宴会場(清澄の間) (横網1-6-1)	春原副会長
			朝倉グループ長
			清水副グループ長
第3グループ 石原・亀沢 横網	平成20年11月7日(金) 午後6時00分開会 (終了時間 午後7時30分)	第一ホテル両国 宴会場(北斎の間) (横網1-6-1)	渋井副会長
			大園グループ長
			吉田副グループ長
第4グループ 本所・吾妻橋 東駒形	平成20年11月5日(水) 午後6時00分開会 (終了時間 午後7時30分)	第一ホテル両国 宴会場(清澄の間) (横網1-6-1)	立岡副会長
			佐生グループ長
			今井田副グループ長
第5グループ 江東橋	平成20年11月12日(水) 午後5時30分開会 (終了時間 午後7時30分)	東武ホテルレバント東京 宴会場 (錦糸1-2-2)	小野副会長
			関根グループ長
			碓井副グループ長
第6グループ 太平・錦糸	平成20年11月12日(水) 午後5時30分開会 (終了時間 午後7時30分)	同 上 第5グループと共催	大塚副会長
			及川グループ長
			高森副グループ長
第7グループ 横川・業平 押上	平成20年11月17日(月) 午後5時00分開会 (終了時間 午後7時00分)	本所法人会館 2階会議室 (業平1-7-12)	佐藤副会長
			野口グループ長
			杉本副グループ長
第8グループ 向島・区外	平成20年11月28日(金) 午後5時30分開会 (終了時間 午後7時30分)	東武クラブ (向島1-32-3)	糟谷副会長
			石川グループ長
			川合副グループ長

講師：本所税務署審理官グループ

費用は無料です。(引き続き開催の懇親会はグループにより有料になるところがあります。事前にご確認下さい。)

ご出席の際は所属支部長さん、またはお近くの支部役員さんにご連絡下さい。

開催時間については各グループの別途案内状をご確認下さい。

## 税を考える週間(11月11日~17日)記念講演会のご案内

(社)本所法人会・東京商工会議所墨田支部共催  
《演題》

### 日本の行方 今問われているもの

～政治とジャーナリズムの現場から～

開催日時 : 11月18日〔火〕午後6時開会(午後7時30分終了予定)  
開催場所 : 東武ホテルレバント東京 3階 龍田の間(会場が変更になりました)  
演題 : 「日本の行方 今問われているもの」～政治とジャーナリズムの現場から～  
講師 : 政治ジャーナリスト 末延 吉正氏  
会費 : 無料

#### 末延吉正氏の略歴

肩書 : 政治ジャーナリスト・立命館大学客員教授

略歴 : 1954年 山口県生まれ  
1979年 4月 早稲田大学社会科学部卒業後テレビ朝日入社  
社会部記者、政治部記者  
ニュースステーションディレクター  
ニューヨーク特派員、バンコク支局長  
2004年11月 政治部長を最後にテレビ朝日を退社・独立  
末延吉正事務所代表 早稲田大学雄弁会OB



元テレビ朝日政治部長、退社後政治ジャーナリストとして、政治・外交・戦争・メディアをテーマに永田町・霞ヶ関を中心に取材・講演活動を始め。

テレビ朝日在職中は、湾岸戦争従事記者等、N・Yとバンコクを拠点にして、アメリカ、アジア、中東、欧州を中心に70カ国を精力的に取材、ニュースステーションを中心に数多くのレポートを送ったが、今後も永田町・霞ヶ関の政治ウオッチと合わせて、事件・戦争を中心に海外取材を行なう予定。

立命館大学教授として「政治とジャーナリズム」を講義、選挙分析に定評のある福岡政行氏とともにジャーナリズム養成講座、政治家養成講座も担当。

なお、出席希望の方はお手数ですが下記申込書にご記入の上  
法人会事務局〔墨田区業平1-7-12 TEL3622-1090 FAX3622-1344〕  
までご返送下さい。

#### 税を考える週間記念講演会申込書

(H20.11.18)

所在地		参加者氏名	
法人名		氏名	他名

税務署だより

年末調整等説明会のご案内

本年も年末調整を行う時期になりました。つきましては、11月11・12日に曳舟文化センター1階ホールで説明会を行います。

年末調整等に必要な用紙は、当日会場受付でお渡しします。

諸用紙の配付は説明開始の30分から行います。

開催日	時間	対象地域	説明会場
11月11日 (火)	13:30 ～ 16:00	菊川・錦糸 向島・両国 江東橋	曳舟文化センター 1階ホール
11月12日 (水)	9:30 ～ 12:00	亀沢・太平 東駒形・本所 吾妻橋・横川	
	13:30 ～ 16:00	石原・立川 千歳・緑・横網 押上・業平	墨田区京島 1-38-11

納付税額のない場合の納付書の提出方法

年末調整による超過額があるため納付税額がない場合には、税額0の納付書を税務署へ提出、郵送されるかe-Taxからの送信をお願いします。

詳細については、源泉所得税担当までお問い合わせ下さい。

本所税務署  
 電話 3623-5171  
 ・源泉所得税関係  
 内線 321～323  
 ・資料情報関係  
 内線 214

法定調書の提出に関するお願い

法定調書の提出について

「平成20年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」については、税務署から送付されたOCR様式を使用し、黒のボールペンでていねいに記載して提出して下さい。

また、各調書の署番号(01169)及び整理番号欄も必ず記載して下さい。

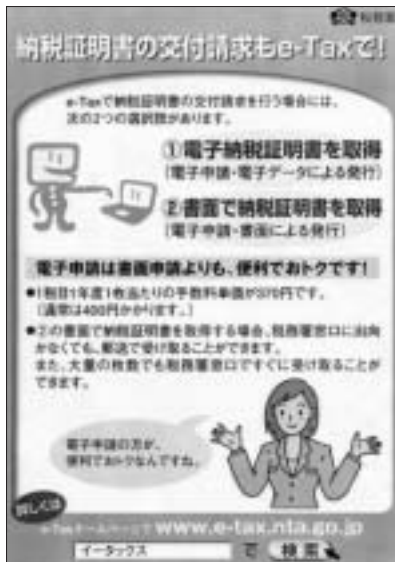
法定調書の提出期限は、平成21年2月2日(月)ですが、なるべくお早めに提出されるようお願いいたします。e-Tax(イータックス)でも提出できます。

e-Taxによる法定調書提出のご案内

法定調書の提出をe-Taxで行うことにより、自宅やオフィスから法定調書の提出ができ、手書きをする手間を省くことができます。

会員の皆様の事務効率化のためにも、e-Taxによる法定調書の提出については是非ご検討下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、本所税務署資料情報担当までお問い合わせ下さい。



都税事務所だより

# 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、12月1日(月)までにお納めください。

## ご利用になれる納付方法

金融機関・郵便局・都税事業所(都税支所)・支庁の窓口

口座振替

コンビニエンスストア(納付書一枚あたりの合計金額30万円まで)



### <利用可能なコンビニエンスストア>

エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ  
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー  
ローソン (50音順)

金融機関・郵便局のペイジーマークの付いているATM(現金自動預払機)

パソコンや携帯電話

個人事業税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

口座振替のお問い合わせ先

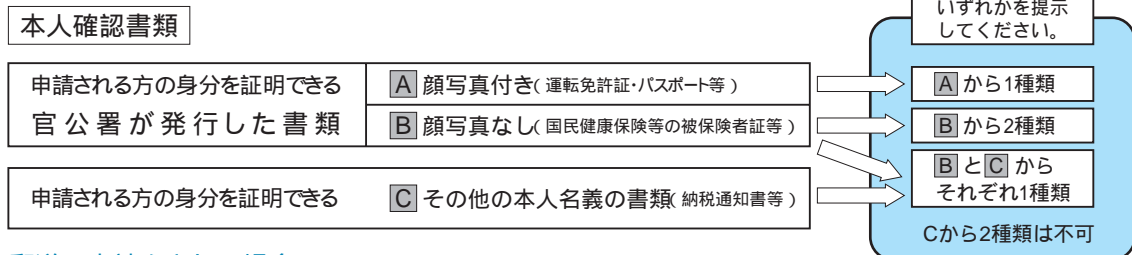
主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)

【問い合わせ先】 墨田都税事務所 電話03(3625)5061

## 11月から都税に関する公募の閲覧及び証明申請時の「本人確認」方法が変わります!

主税局では、本人になりすまして、不在な目的で公募の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、「本人確認」をより厳格な方法に変更します。

### 窓口で申請をされる場合



### 郵送で申請をされる場合

ア 原則として、次の 又は に転送不要郵便にて証明等を送付します。この場合「本人確認書類」等は不要です。

都税の納税通知書送付先 都税事業所に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地)

イ 上記ア以外へ送付を希望される場合は、手続き等について、所管する都税事務所へお問い合わせください。

### 実施時期

ア 窓口での申請 11月4日(火)受付分から イ 郵送による申請 11月1日(土)消印分から

本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、必要と判断した場合は、口頭質問や電話確認等を行うことがありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】 墨田都税事務所 電話03(3625)5061

[固定資産税(23区内)に関する証明等]固定資産税係 [納税証明]徴収管理係

# なぜ今、ディーゼルなのか？ メルセデス・ベンツの解答、E 320 CDI。



Photo:E 320 CDI

## ヨーロッパではディーゼル搭載の乗用車が50%を超える。

1990年代後半から驚異的な進化を遂げたディーゼルエンジンは、欠点であったNOxやPMなど排ガス中の汚染物質を80%~90%低減。また、この排出ガスのクリーン化に加え、パワーや静粛性も驚くほど進化しました。これら新技術の実現がヨーロッパでディーゼルが普及している大きな要因となっています。

## ディーゼル車は同排気量のガソリン車に比べCO2の排出量が-30%。

格段に進化したディーゼルには、もう一つ大きな長所があります。それは地球温暖化の元凶であるCO2排出量が少ないことです。同排気量のガソリンに比べてCO2排出量は約-30%。日本でディーゼル乗用車のシェアが約30%まで増加したと仮定すると、年間で約635万tのCO2削減が可能になります。\*これは京都議定書で設定された削減目標の30%に達します。 \*石油連盟資料より

## ガソリン価格が不安定な今、2.0ℓ ガソリン車並みの低燃費が人気。

メルセデス・ベンツ墨田ではこのクリーンなエンジンを搭載したE 320 CDIを2006年からラインナップに加えしました。3.0ℓでありながら5.0ℓガソリンエンジン並みの高いトルク(55.1kg/1,600~2,400r.p.m.)と2.0ℓ 4気筒並みの低燃費を実現。さらに、ガソリン燃料に比べて低く設定された税制の軽油燃料は、圧倒的にランニングコストが低くなります。



パフォーマンスとクリーンさで  
これまでの常識を覆す  
新世代ディーゼル CDIエンジン。

DOHC V-6 3.0ℓ CDI  
E 320 CDI AVANTGARDE  
E 320 CDI STATIONWAGON AVANTGARDE  
MAX.POWER:155kw (211ps)/4,000r.p.m.  
MAX.TORQUE:540N・m (55.1kg・m)/1,600~2,400r.p.m.

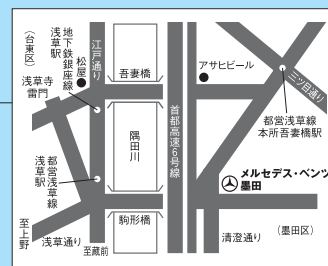
ドライブが快適な季節を迎えました。  
メルセデス・ベンツでロングドライブはいかがですか。

法人会員  
優先予約

週末限定2日間貸出  
特別試乗キャンペーン

〈お申し込みは、ご来店のおうえ、セールススタッフにお気軽に。〉  
●対象車種 Bクラス、EクラスCDI  
●他の車種を希望の場合はセールススタッフにおたずねください。  
●21才以上の方に限らせていただきます。  
●ご気象の車種、日時、期間が添えない場合がございます。予めご了承ください。

メルセデス・ベンツ正規販売店  
メルセデス・ベンツ墨田  
TEL.03-5819-2211  
〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1-1-1



NOMURA



## 株券電子化、まもなくです!

上場株式の『株券電子化』が2009年1月5日(予定)に実施されます。株券が電子化されると、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は電子的に証券会社などの金融機関の口座で管理されます。このとき、株券の名義がご本人以外の名義になっている場合、株主としての権利(株式価値・配当金の受け取りなど)を失う場合が

### 野村 の株券預託の受付最終日

### 錦糸町支店

交換が必要な株券

**2008年**

**11月11日(火)**

交換が不要な株券

**2008年**

**12月12日(金)**

旧商号株券など、そのままでは預託できない不流通株券などにつきましては、提供手続きが必要になります。お手持ちの株券の状況によってお手続きに時間を要する場合がございますので、お早めにご対応いただくことをお勧めいたします。



- ：電子化に向けた株券の受入期日につきましては、各証券会社などで異なりますので、詳しくはお取引のある証券会社などにご確認ください。
- ：証券保管振替機構を通じて他社へ株券移管手続きを行う場合、銘柄ごとの数量に応じて手数料をいただきます。
- ：一部の支店では受付最終日が異なります。

株券あんしんダイヤルにお電話ください

株券電子化センター  
株券あんしんダイヤル



**0120-897-877**

平日 土・日・祝  
午前9:00～午後6:00

ご利用の際には、電話番号をお間違えないようご注意ください。

## 株券はお早めに野村へお預けください!

ご不明な点は、錦糸町支店までお電話、または窓口にてお気軽にお問合せ下さい。



株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合には、1年間に3,150円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて、外国証券をお預かりする場合には、1年間に3,150円(税込み)の口座管理料をいただきます。契約の内容により割引される場合がございます。なお、これら以外の有価証券や金銭のお預かりについては料金をいたしません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株券等を移管する場合には、銘柄ごとに、移管する数量に応じて、10,500円(税込み)を上限額として移管手数料をいただきます。

金融商品取引業者 関東財務局(金商) 第142号

加入協会 / 日本証券業協会、(株)日本証券投資顧問業協会、(株)金融先物取引業協会

野村證券株式会社 錦糸町支店

〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー19階

Tel : 03-5611-2611

Fax : 03-5611-3569